

ソウル中央地方法院

第 34 民事部

決定

事件 2016 가합 505092 損害賠償(기)

原告 OO

被告 日本国

主 文

国家が本件に関する訴訟救助決定により原告らから納入を猶予することにした訴訟費用中、被告から推尋(取立てること)<sup>1</sup>できる訴訟費用は存在しないことを確認する。

理 由

1 強制執行からの免除

国家免除には①訴訟からの免除と②強制執行からの免除があるが、本件推尋決定は強制執行又はこれに準ずる手続といえる。

本件の本案訴訟は国家免除を認めず、被告に対する公示送達で訴訟を進行し原告勝訴判決が宣告及び確定した。しかし外国に対する「強制執行」はその国家の主権と権威に損傷を与えるおそれがあり、慎重なアプローチが必要であるから、訴訟が提起された対象と関連して①ある国家(日本国)の財産が法廷地国家(大韓民国)の領土内にあり、②政府の権力的、非商業的目的以外の目的でその国家(日本国)により使用されたり使用される場合であって、③紛争手続の対象である身体(国家機関)との関連性が認められるという要件を充足しなければ強制執行の対象にならない。[It has been established that the property is specifically in use or intended for use by the State for other than government non-commercial purposes and is in the territory of the State of the forum, provided that post-judgment measures of constraint may only be taken against property that has a connection with the entity against which the proceeding was directed, United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property(2004, 以下「国連国家免除条約」と略称する)第

---

<sup>1</sup> (訳注) 推尋(추심)とは一般的には「取立て」「徴収」を意味するが、法律用語としては日本語の「転付」(債務者の第三債務者に対する債権を差押え、券面額どおりに債権者に移転する)に相当する。そうすると本決定は、単に印紙代を日本国から徴収しないというだけでなく、原告ら(債務者)の日本国(第三債務者)に対する訴訟費用請求権を韓国国家(債権者)が差押え、原告ら(債務者)に対する債権(猶予していた印紙代の支払請求権)を消滅させることはしないという趣旨になる。ただし、本決定に対応する申立書などを未見のため最終的に確定できないので、さしあたり上記のように翻訳した。

19条(c)].

検討するに、上記のような要件を充足したという点について記録に現れた全ての資料によってもこれを認めるに不足であり、ほかにこれを認める証拠がない。

## 2 ウィーン条約法条約第 27 条等違反の有無

ウィーン条約第 27 条前段は、いかなる当事国も条約の不履行に対する正当化の方法として訴の国内法規定を援用することはできない(A party may not invoke the provisions of its internal law as justification for its failure to perform a treaty)と規定している。

ここにいう国内法規定とは国内成文法のみならず慣習法、国内司法部の判決、決定等も含む一切の国内的な法的事情(domestic legal situation)を意味する。したがって例えば極端な場合、条約が国内的に違憲無効が宣言される事情があったとしても特別な事情がない限り条約の国際法的効力は損傷される可能性がなく、依然として大韓民国は条約の順守義務を負う。

ICJ もほとんど全ての平和条約と戦後処理慣行において国家間で総額精算をする場合、犠牲者個人に対する十分な賠償が必ず遵守すべき規範として受容されなかったと判断し、戦時に他の国家の領土で武装軍隊により行われた不法行為による死亡、傷害等の損害については依然として国家免除を認めている(Case Jurisdictional Immunities of the State, Germany v. Italy, Greece, 2012.2.23).

翻って本件について検討すると、大韓民国と日本国の間にこの間締結されたいわゆる韓日請求権協定、慰安婦合意等の各種の条約と合意、各国当局が本件と関連して行った言動(特に両当事国が最近にも慰安婦合意の有効性を確認した点、かなりの被害者らが基金から金員の交付を受けた点、残額が日本に返されていない点)などに加え、上記のような法理及び国際法上の禁反言、すなわち以前の言行と矛盾する行為はできないという原則を合わせると、本件徴収決定を認容することはウィーン条約第 27 条等国际法に違反する結果を招来する可能性がある。

## 3 強制執行の違法性の有無

前記のようにウィーン条約第 27 条により国内的事情および国内的解釈にも関わらず条約の効力は維持され、そのような場合の強制執行は確定判決が実体的真実と食い違い、前記のような禁反言(estoppel)の原則等の信義則に違反するので判決の執行自体が権利濫用にあたり、請求異議の訴およびその暫定処分の対象になる可能性を排除することができる<sup>2</sup>(確定判決による権利であっても信義に従い誠実に行使されるべきであり、判決による執行が権利濫用になる場合には許容されないから、執行債務者は請求異議の訴により執行の排除を求めることができるという大法院 2017 年 9 月 21 日宣告 2017 다흐 232105 判決など参照)。

このような事情にまで至ると、これは現代文明国家の間で国家的威信に関して韓国司法部の信頼を阻害するなど重大な結果にいたり、憲法上の国家安全保障、秩序維持、公共福利

---

<sup>2</sup> (訳注) この部分は「できない」の誤記と思われるが、原文をそのまま訳した。

とも衝突する結果にいたるというべきである。

#### 4 結論

そうであれば、主文のとおり決定する。

2021年3月29日

裁判長 判事 キム・ヤンホ  
判事 ペク・トゥソン  
判事 キム・ミンジ

訴訟費用計算書

1	送達料	0	ウォン
2	弁護士報酬	0	ウォン
3	執行官報酬	0	ウォン
4	鑑定料	0	ウォン
5	証人旅費	0	ウォン
6	検証旅費	0	ウォン
7	収受料(印紙額)	3,328,500	ウォン
8	通・翻訳費	0	ウォン
9	その他証拠調査費用	0	ウォン
10	本決定正本送達料	0	ウォン
	計	3,328,500	ウォン

以上